

パートタイム・有期雇用労働法等説明会

2018年7月6日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(＝改正法)が公布されました。これにより、同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにするために、「パートタイム労働法」が改正され、「パートタイム・有期雇用労働法」に変わり、法の対象に有期雇用労働者も含まれることとなります。この改正法は「同一労働同一賃金ガイドライン」と併せて2020年4月1日(中小企業は2021年4月1日)より施行されます。三重労働局では、事業主の皆さまが、法律に沿った適切な雇用管理を円滑に推進することができるよう、改正内容についての説明会を、下記のとおり開催します。また、併せて労働局からのお知らせも説明いたします。是非ご参加ください。

参加費無料!

◇開催日時と会場◇

1回につき 定員 270名

◇内容◇

平成31年2月27日(水)
 三重県総合文化センター 小ホール
 <午前の部> 10:00~12:00
 <午後の部> 14:00~16:00
 ※ 午前と午後は 同一プログラムです。

1. 雇用環境・均等室長挨拶
2. パートタイム・有期雇用労働法等説明
3. 三重労働局からのお知らせ
4. 三重県働き方改革推進支援センターのご案内

◇対象者◇

県内企業の事業主・人事労務担当者等

◇申し込み・お問合わせ先◇

下記参加申込書により、FAXにてお申込み下さい。

- ※ 定員に達した場合、お断りさせていただくこともございます。
- ※ 参加票はお送りいたしません。当日は本紙をご持参願います。

三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524
 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎
 FAX 059-228-2785 TEL 059-226-2318

会場駐車場の利用は無料ですが、総合文化センター内の施設と共用のため駐車台数に限りがあります。



【パートタイム・有期雇用労働法等説明会 参加申込書】

FAX 059-228-2785 (送付状不要) ※申込期限 平成31年2月16日(金)

参加する回 (希望する方に○印)	※ 午前と午後は 同一プログラムです。 <午前の部> 10:00~12:00・<午後の部> 14:00~16:00
会社名(フリガナ)	()
参加者職・氏名	※ なるべく1社1名でお願いします (職) (氏名)
連絡先 (電話)	※ 定員に達した場合にご連絡いたしますので、必ずご記入願います。 -

※ お申し込みの際にご提供いただきました個人情報、本説明会の運営管理のみに使用し、その他の目的には使用しません。